

中野区立小中学校施設整備計画 (改定版)(案)

令和3年度(2021年度)～
令和12年度(2030年度)

令和3年(2021年)7月

中野区教育委員会

目次

はじめに	1
1 中野区立小中学校施設整備計画（令和3年度～12年度）について	2
（1）背景	2
（2）目的	2
（3）本計画の位置づけ	3
（4）計画期間	3
2 学校施設の現状	4
（1）対象施設	4
（2）これまでの主な施設整備	5
① 防災機能の強化	5
② 学習及び生活環境の向上	5
③ 環境への配慮	5
④ バリアフリー化	6
3 学校施設整備の基本方針	7
（1）良好な教育環境の整備	7
（2）計画的な施設整備	7
（3）財政負担の平準化	8
4 学校施設の改築	9
（1）学校施設改築の基本方針	9
① 学校施設の持続可能性向上	9
② 学校施設の改築時期	9
（2）学校施設改築における基本仕様	9
① 基本仕様の目的	9
② 基本仕様の考え方	9
③ 施設構成・機能の考え方	10
（3）改築時における教育環境の充実	11
① 少人数指導に対応した教室の整備	11
② 特別支援教育の充実	11
③ 一足制による施設整備	11
④ ユニバーサルデザインによる施設整備	11
⑤ 環境への配慮	11

⑥ その他	12
(4) 学校施設改築に向けた手順	13
① 基本構想・基本計画	13
② 基本設計	13
③ 実施設計	14
④ 解体工事・新築工事	14
(5) 代替校舎の活用	14
(6) 学校施設改築の進め方	15
① 今後改築等を実施する学校施設	15
② 計画期間中に改築整備等に着手する学校施設	16
③ 計画期間以降に改築整備等に着手する学校施設	21
5 学校施設の改修	22
(1) 学校施設改修の基本方針	22
① 学校施設的环境維持	22
② 学校施設改修の時期	22
(2) 予防保全の考え方による維持管理	24
(3) 改修時における教育環境の充実	24
6 今後の運用について	25

はじめに

学校施設は、児童・生徒の「生きる力」を育む学習や活動の場であり、学校教育の基盤であるとともに、地域活動や防災活動の拠点でもあることから、常に安全・安心であると同時に、快適性も求められています。

そうした中、学校施設を含む公共施設の老朽化対策は全国的な課題となっており、中野区においても例外ではなく、学校施設の更新・保全などは、持続可能な区政運営を実現するうえで避けては通れない重要な課題となっています。

今後の財政見通しを踏まえ、中長期的な視点を持ちながら、学校施設整備を計画的に推進することにより、財政負担の軽減及び平準化を図っていくことが必要です。

このことから、これからの学校施設に求められる多様な教育活動への対応や環境への配慮、ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備など、学校施設の改築及び改修を着実に進めていくため、本計画を策定するものです。

1 中野区立小中学校施設整備計画（令和3年度～12年度）について

（1）背景

区立小中学校の学校施設はこれまで、平成26年（2014年）に策定した「中野区立小中学校施設整備計画」（平成29年（2017年）一部改正）に基づき、施設整備を行ってきました。

令和2年（2020年）9月には、みなみの小学校、美鳩小学校の新校舎が完成し、一足制（上履きの廃止）による学校運営が始まるなど、新しい教育環境の整備が進んでいます。

一方、これまでの計画は令和7年度（2025年度）までの計画期間であり、以降の学校施設整備の考え方については、示してはいませんでした。

また、今後想定される厳しい財政状況を踏まえ、中野本郷小学校や桃園第二小学校の新校舎整備に向けた設計等の業務を見送るなど、これまで示していた整備スケジュールも一部変更をせざるを得ない状況となりました。

加えて、学級編制基準の変更など、学校施設整備を取り巻く状況は大きく変化し続けています。

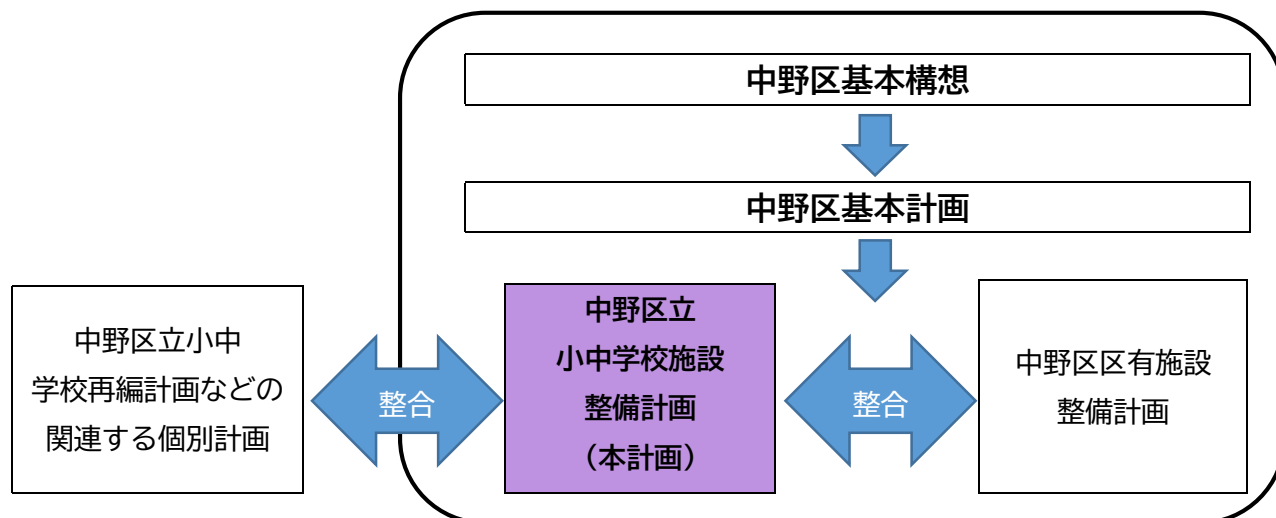
こうしたことから、これからの学校教育全体の方向性を見据えた学校施設整備計画の策定が必要となっています。

（2）目的

今回策定する中野区立小中学校施設整備計画（以下、本計画といいます。）は、学校施設の改築及び改修に関する考え方を示すことにより、良好な学校施設の更新及び保全を着実かつ計画的に実施するために定めるものです。

(3) 本計画の位置づけ

本計画は、「中野区基本構想」の理念及び「中野区基本計画」の主旨を踏まえた個別計画として位置づけ、他の計画とは相互に整合を図るものとします。



(4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）とします。

なお、計画策定から5年後の令和8年度（2026年度）を目処に、その時点における整備進捗状況や社会情勢等を反映しながら、必要に応じて改築時期や手法等についての見直しを行います。

2 学校施設の現状

(1) 対象施設

本計画の対象施設となる区立小中学校は以下のとおりです。

なお、表中の学校施設は行政順としています。

【小学校】

(令和3年(2021年)4月現在)

	学校施設(行政順)	所在地	建築年(※)	延床面積
1	桃園第二小学校	中野6-13-1	昭和39年(1964年)	5,346㎡
2	塔山小学校	中央1-49-1	昭和45年(1970年)	6,125㎡
3	谷戸小学校	中野1-26-1	平成7年(1995年)	6,424㎡
4	中野本郷小学校	本町4-27-3	昭和39年(1964年)	5,006㎡
5	江古田小学校	江古田2-13-28	昭和52年(1977年)	6,271㎡
6	鷺宮小学校	鷺宮3-31-4	昭和36年(1961年)	4,924㎡
7	啓明小学校	大和町1-18-1	昭和45年(1970年)	5,642㎡
8	北原小学校	野方6-30-6	昭和44年(1969年)	4,635㎡
9	江原小学校	江原町1-39-1	昭和51年(1976年)	7,050㎡
10	武蔵台小学校	上鷺宮5-1-1	昭和53年(1978年)	5,909㎡
11	西中野小学校	白鷺3-9-2	昭和37年(1962年)	5,310㎡
12	上鷺宮小学校	上鷺宮1-24-36	昭和54年(1979年)	5,415㎡
13	桃花小学校	中央5-43-1	昭和47年(1972年)	7,996㎡
14	白桜小学校	上高田1-2-28	昭和46年(1971年)	4,907㎡
15	平和の森小学校	新井3-29-1	昭和33年(1958年)	6,178㎡
16	緑野小学校	丸山1-17-1	昭和48年(1973年)	6,923㎡
17	南台小学校	南台4-4-1	昭和38年(1963年)	5,183㎡
18	みなみの小学校	弥生町4-27-11	令和2年(2020年)	9,985㎡
19	美鳩小学校	大和町4-26-5	令和2年(2020年)	10,159㎡
20	中野第一小学校	本町3-16-1	令和3年(2021年)	10,147㎡
21	令和小学校	上高田5-35-3	昭和49年(1974年)	6,346㎡

※ 建築年は、最も延床面積が大きい棟の建築年次

【中学校】

(令和3年(2021年)4月現在)

	学校施設(行政順)	所在地	建築年(※)	延床面積
1	第二中学校	本町5-25-1	昭和36年(1961年)	10,920㎡
2	第五中学校	上高田4-28-1	昭和50年(1975年)	7,234㎡
3	第七中学校	江古田2-9-11	昭和37年(1962年)	6,300㎡
4	北中野中学校	上鷲宮5-7-1	昭和35年(1960年)	6,417㎡
5	緑野中学校	丸山1-1-19	昭和52年(1977年)	7,692㎡
6	南中野中学校	南台5-22-17	昭和50年(1975年)	6,536㎡
7	中野中学校	中野4-12-3	平成26年(2014年)	12,431㎡
8	中野東中学校	東中野5-12-1	昭和36年(1961年)	5,810㎡
9	明和中学校	若宮1-1-18	昭和50年(1975年)	6,623㎡

※ 建築年は、最も延床面積が大きい棟の建築年次

(2) これまでの主な施設整備

① 防災機能の強化

学校施設は教育活動の場であるとともに、災害時の避難所としての役割も担っています。平成19年度(2007年度)に策定した中野区区有施設耐震改修計画に基づき、建築基準法に規定される耐震基準を満たすための改修工事を、平成27年度(2015年度)までに全学校施設で実施しました。

また、屋内運動場の吊り天井やバスケットゴールなどの非構造部材についても、地震等の災害時に備えた安全対策を、平成31年度(2019年度)までに全学校施設で実施しました。

② 学習及び生活環境の向上

子どもたちの学習や活動の場、生活の場として常に快適な教育環境とするため、全ての学校の普通教室と屋内運動場に冷暖房装置を設置しました。特別教室についても、ほぼ全ての学校施設に設置済みです。

また、トイレの洋式化については全ての学校で完了し、水飲栓の水道管への直結化についても、改築時期を踏まえ計画的に整備しています。

③ 環境への配慮

環境教育の充実とともに、子どもたちが環境に優しい生活を実感できる学校施設を整備していくため、対応可能な学校施設については、ビオトープの設置や屋上緑化等を図っています。

さらに条件の整った校舎等には太陽光発電装置を設置のうえ、自然エネルギー

ギーの活用を図るとともに、その効果について教育活動に活かせるようにしています。

また、普通教室、特別教室、廊下、屋内運動場等の照明については、LED化を進めることにより、省エネルギー化を推進しています。

④ バリアフリー化

子どもから高齢者、障害のある人にも不自由なく利用できるユニバーサルデザインの視点に立ち、階段手すりや昇降口へのスロープを設置するとともに、校舎改築の際には、だれでもトイレやエレベーターを設置していきます。

3 学校施設整備の基本方針

学校施設の適切な改築及び改修を計画的に進めるうえでは、中野区教育ビジョンで示す教育理念を実践するための場として、教育環境を整備していくことが重要です。

さらに、学級編制基準の変更等、学校施設に新たに求められる教育的及び社会的要求水準を踏まえた適切な維持管理と改修を計画的に実施していくとともに、今後、厳しい財政状況が見込まれることから、これからの学校施設整備においては、学校施設の改築は単年度あたり1校程度の工事着手とし、財政負担の平準化を推進していきます。

(1) 良好な教育環境の整備

学校施設の整備にあたっては、中野区の教育理念である「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」を実現するための視点に立った教育環境を整備することが肝要です。

そのうえで、今後想定される多様な教育活動・学習形態やGIGAスクール構想への対応をはじめ、子どもたちの安全・安心の確保や環境への配慮、ユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化の推進など、学校施設の適切な改修及び改築を計画的に進め、良好な教育環境を整備していきます。

(2) 計画的な施設整備

学校施設においては、これまで定期的な点検や必要な維持保全を行ってきています。文部科学省からは、学校施設は適切な維持管理を実施し、コンクリート及び鉄筋の強度が確保されていれば70～80年程度の耐用年数があるとの考え方が示されており、この考え方も踏まえ、弾力的に改築に着手することができるよう、建築後70年までに順次改築を進めていくこととします。

なお、各学校施設の改築着手の時期や順序については、各施設の改修状況を始め、代替校舎活用の可否や将来の児童・生徒数の動向及びまちづくり等の地域事情等を総合的に勘案して設定します。また、敷地が隣接している小・中学校施設については、連続した一体的な改築手法を検討し、効果的・効率的な改築を進めていきます。

また、改築年次に達するまでの間、改築済みの学校施設と教育環境面における著しい格差が生じることの無いよう、これからの学校施設に求められる教育的及び社会的要求水準を踏まえた適切な維持管理等とともに、学校施設の改修を計画的に実施していきます。

その際、施設や設備の不具合が発生する前に必要な処置を施す「予防保全」の考え方を基にした計画的なメンテナンスを実施することにより、良好な教育環境の維持とともに改修経費の分散化を図ります。学校施設の規模や機能を大

大きく変更するような大規模改修は原則として実施せず、改築時に対応を行います。

(3) 財政負担の平準化

今後の厳しい財政状況が見込まれる中、学校施設整備においても中長期的な視点を持った財政負担の平準化並びに軽減に向けた取組を進めていきます。

また、設計上の工夫等により整備工事の効率性向上を図るほか、将来の児童・生徒数の動向を踏まえた、柔軟性のある無駄の無い規模の学校施設への改築により、一層の財政負担軽減を図っていきます。

4 学校施設の改築

(1) 学校施設改築の基本方針

① 学校施設の持続可能性向上

学校施設は児童・生徒の学びの場であると同時に、地域コミュニティの拠点や災害時における防災拠点としての役割も担っており、学校施設に求められる機能は時代とともに変化し続けています。

こうした点を踏まえ、今後改築を行う学校施設については、長期間にわたり効率的に使用し続けられるだけでなく、これからの学校教育や社会情勢の変化にも柔軟に対応でき、また、地域における最大の公共施設として良好な施設環境の維持、発展が可能なものとなるよう整備を進めていきます。

② 学校施設の改築時期

改築が済んでいない既存の学校施設は、建築後70年までに順次改築を進めていきます。

(2) 学校施設改築における基本仕様

① 基本仕様の目的

学校施設は機能的にも、構造的にも、規模的にも望ましい水準で計画する必要があり、子どもたちの安全・安心に配慮し、多様な教育活動に対応できるよう充実した施設が求められています。

限りある財源のもと、良質でかつ特色のある学校づくりを推進していくうえで、施設規模や諸室構成等を「基本仕様」として設定し、効率的・効果的に施設整備を進めていきます。

② 基本仕様の考え方

学校施設の整備にあたっては、敷地面積や用途地域、学校規模、地域特性などが学校ごとに異なることから、それぞれの土地・条件に則した学校を整備していくことになります。

そうした状況において、良質な教育環境を全ての学校で確実に確保していくため、一定の施設規模と教室や管理諸室の構成等を基本仕様として設定し、学校間における教育環境の格差をできる限り生じさせないようにすることが大切です。

この基本仕様を施設整備の原則としたうえで、各学校の伝統や個性並びに地域性等を反映しながら、学校ごとの特色ある活動や多様な教育活動も推進していくことができるよう、施設整備を進めていきます。基本仕様を定めることにより、設計・工事に要する時間や財政負担の概ねの見通しがつけられるようになり、学校施設改築を計画的に進めることができるようになります。

なお、基本仕様については、今後の感染症対策の強化や学級編制基準の変更のほか、既に改築を実施した学校施設の運用状況の検証等を踏まえ、適宜見直しをしていきます。

③ 施設構成・機能の考え方

【 小中学校共通 】

- 新校舎の普通教室は、既存の学校施設における63㎡（縦9m×横7m）より広い72㎡（縦9m×横8mもしくは縦8m×横9m）を原則とします。
- 学級編制基準の変更を見据えた普通教室数を確保していきます。
- 児童・生徒の習熟度に応じたきめ細かい、効果的な教育・指導を行うことができるよう、少人数指導教室を整備します。
- 児童・生徒数の増加による将来的な学級数増への対応のほか、少人数指導教室等にも活用しうる予備教室を確保します。
- 一足制を運用する新校舎においては、校舎内に砂塵等を極力持ち込むことがないように、人工芝等により校庭を整備します。
- GIGAスクール構想及びこれからの教育環境にも柔軟に対応できるICT環境を整備します。
- 発達に課題のある児童に落ち着いた環境で専門的な指導が行えるよう、学習環境に配慮した特別支援教室を整備します。
- ランチルーム、会議室、図書室等多目的室を一体的に整備するなど、諸室の機能は活かしつつも多目的・多機能なスペースとしても活用できる施設として整備します。
- 地域コミュニティの核となる学校において、地域との更なる連携を進めるため地域連携室を整備します。
- プールは、学校敷地の有効活用のほか、災害時の避難所としての生活用水を確保するため、校舎棟又は屋内運動場棟の屋上への配置を基本とします。
- 良好な教育環境の確保並びに感染症の予防、衛生環境の強化等の観点から、普通教室を始め、特別教室、屋内運動場を含めた校舎全体に、冷暖房に対応した空調装置を設置するとともに、十分な換気性能を備えた施設として整備します。
- 抗菌素材の使用や自動水栓等の設置などにより、衛生的な環境を整備します。
- 災害時には屋内運動場等が避難所として有効に機能するよう、防災性能の高い施設として整備します。
- 児童・生徒の学校生活の安全・安心を十分に確保するだけでなく、子どもから高齢者、障害のある人にも不自由なく利用できるユニバーサルデザインによる施設整備を行います。
- 設備等に不具合が発生した場合にも速やかに対応できるよう、メンテナンスがしやすい施設として整備します。

【 小学校 】

○児童の放課後等の居場所として、キッズ・プラザ及び学童クラブを設置します。

【 中学校 】

○普通教室は、教室を幅広く、柔軟に活用できるよう収納スペース等を工夫のうえ整備していきます。

○武道場を整備するほか、体育施設の地域開放等を踏まえたクラブハウスを整備します。

(3) 改築時における教育環境の充実

① 少人数指導に対応した教室の整備

児童・生徒の一人一人の理解の程度に応じ、複数のグループに分けた学習を展開するため、予備教室や教室として使用していない部屋等を少人数指導教室として使用できるよう整備します。

② 特別支援教育の充実

学習上や生活上の困難さを抱える児童・生徒が在籍校で特別な指導が受けられるよう、関係機関と連携の充実を図るとともに、全ての小・中学校に各学校の状況に合わせた特別支援教室を整備していきます。

③ 一足制による施設整備

校舎や校庭を一体的に使用していく新たな教育環境として、上履きを使用しない「一足制」での運用による校舎を整備していきます。

④ ユニバーサルデザインによる施設整備

だれでもトイレやエレベーターの設置など、障害のある児童・生徒及び教職員だけでなく、保護者や地域利用者など、多様な利用者が安全かつ円滑に学校施設を利用できるよう、利用者の意見や利用状況なども踏まえて、ユニバーサルデザインの考え方による施設整備を推進していきます。

⑤ 環境への配慮

校舎の屋上等に太陽光発電装置を設置し、自然エネルギーを有効活用するとともに、発電量をモニター画面に表示するなど、児童・生徒が太陽光発電を身近に感じられる設備を導入し、環境教育にも活用していきます。

また、屋上緑化や壁面緑化の整備などによるヒートアイランド対策や身近なみどりの確保を始め、小学校における学級園やビオトープ等の整備により環境教育の推進に寄与します。

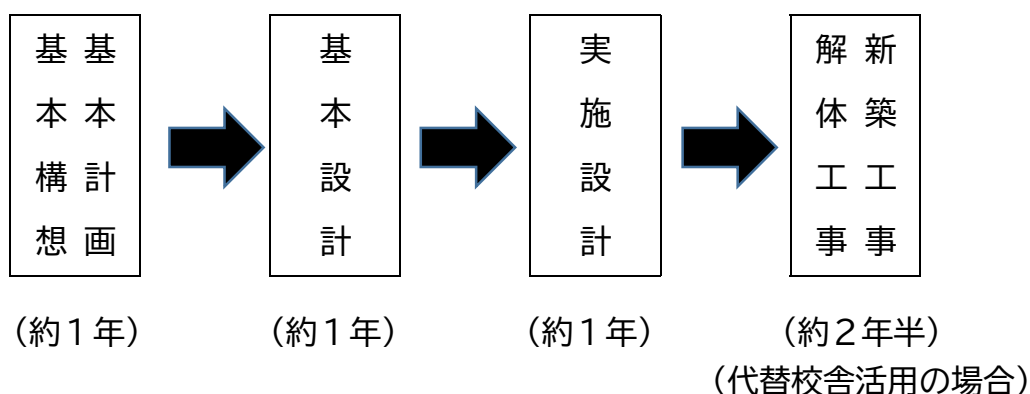
⑥ その他

将来の児童・生徒数の動向を踏まえ、学級数増への対応や少人数指導教室等にも活用しうる予備教室を確保する等、柔軟性のある無駄の無い規模の学校施設への改築により、一層の財政負担軽減を図ります。

(4) 学校施設改築に向けた手順

学校施設改築に向けては、児童・生徒、教職員、保護者や地域の関係者等からも意見を伺いながら、下記の手順を進めていきます。

なお、学校施設改築に関連する委託業務及び整備工事に関する発注方法等については適宜検討を行い、整備費用の圧縮や整備期間の短縮に向けた取組も推進していきます。



① 基本構想・基本計画（検討期間：約1年）

新校舎を整備する上で、各学校の独自性やそれぞれの校地条件などを踏まえ、施設整備や施設配置の考え方及びおおまかな校舎面積や必要諸室などをまとめ、新たな学校施設の全体像を示します。＜基本構想の内容＞

- ・各学校の施設整備の考え方の整理
- ・学校規模（校舎面積や児童・生徒数など）の整理

＜基本計画の内容＞

- ・各学校の施設整備の考え方の設定
- ・校地内の施設配置の設定
- ・必要諸室（種類や室数）の設定

② 基本設計（設計期間：約1年）

基本計画を基に、具体的な施設配置や建物の平面と空間の構成、備えるべき機能や性能、内外のデザインなどを作成し、整備に係る概算費用を示した上で、新たな学校施設の姿を明確にします。

＜基本設計の実施内容＞

- ・建築（配置図、各階平面図、立面図、断面図）、構造、電気設備、空気調和設備・衛生設備、外構などの各図面の作成
- ・新たな学校施設のイメージ図の作成

③ 実施設計（設計期間：約1年）

基本設計図書に基づいて、デザインと技術の両面にわたって詳細な設計を進め、資材価格や労務単価等の動向も踏まえながら、工事の実施に向けた具体的な仕様や整備費用を決定します。

<実施設計の実施内容>

- ・ 建築、構造、電気設備、空気調和設備・衛生設備、外構などの仕様の決定
- ・ 工事発注に向けた関連資料などの作成、整備費用の決定

④ 解体工事・新築工事（工事期間：約2年半（代替校舎活用の場合））

設計図書に基づき、新たな学校施設を建設します。なお、工事期間は設計内容等により延伸する場合があります。

（5）代替校舎の活用

校舎の改築期間中は学校運営及び学習活動に支障が生じる事の無いよう、改築校以外の既存校舎を代替校舎として活用していくことを原則とします。

代替校舎の活用により、校庭等に代替校舎建設用地を確保する必要がなく、児童・生徒の良好な学習環境を確保することができます。

また、改築期間の短縮や改築費用の削減効果が見込めるだけでなく、複数校の改築で順次活用していくことが可能となることから、区有施設の効果的・効率的な利用促進にもつながります。

(6) 学校施設改築の進め方

① 今後改築等を実施する学校施設

今後、改築及び新校舎整備を実施していく学校施設は以下のとおりです。
(新校舎整備を完了したもの、整備中及び整備準備中の学校施設は除く)。

	学校施設(行政順)	建築年(※)	築70年経過時期
小学校 (14校)	桃園第二小学校	昭和39年(1964年)	令和16年(2034年)
	塔山小学校	昭和45年(1970年)	令和22年(2040年)
	谷戸小学校	平成7年(1995年)	令和47年(2065年)
	中野本郷小学校	昭和39年(1964年)	令和16年(2034年)
	江古田小学校	昭和52年(1977年)	令和29年(2047年)
	啓明小学校	昭和45年(1970年)	令和22年(2040年)
	北原小学校	昭和44年(1969年)	令和21年(2039年)
	江原小学校	昭和51年(1976年)	令和28年(2046年)
	武蔵台小学校	昭和53年(1978年)	令和30年(2048年)
	上鷲宮小学校	昭和54年(1979年)	令和31年(2049年)
	桃花小学校	昭和47年(1972年)	令和24年(2042年)
	白桜小学校	昭和46年(1971年)	令和23年(2041年)
	平和の森小学校	昭和33年(1958年)	令和10年(2028年)
	緑野小学校	昭和48年(1973年)	令和25年(2043年)
中学校 (6校)	第二中学校	昭和36年(1961年)	令和13年(2031年)
	第五中学校	昭和50年(1975年)	令和27年(2045年)
	第七中学校	昭和37年(1962年)	令和14年(2032年)
	北中野中学校	昭和35年(1960年)	令和12年(2030年)
	緑野中学校	昭和52年(1977年)	令和29年(2047年)
	南中野中学校	昭和50年(1975年)	令和27年(2045年)

※建築年は、最も床面積が大きい棟の建築年次

【参考】その他の学校施設の新校舎整備状況（令和3年（2021年）4月現在）

	学校施設	所在地	整備状況
新校舎整備完了	中野中学校	中野4-12-3	平成26年度(2014年度)供用開始
	みなみの小学校	弥生町4-27-11	令和2年度(2020年度)供用開始
	美鳩小学校	大和町4-26-5	令和2年度(2020年度)供用開始
	中野第一小学校	本町3-16-1	令和3年度(2021年度)供用開始
新校舎整備中	中野東中学校	中央1-41	令和3年度(2021年度)供用開始予定
	令和小学校	新井4-19	令和4年度(2022年度)供用開始予定
新校舎整備準備中	鷺宮小・西中野小 統合新校	鷺宮4-7	令和3年度(2021年度)整備着手 令和6年度(2024年度)供用開始
	南台小学校	南台3-44	令和3年度(2021年度)整備着手 令和7年度(2025年度)供用開始
	明和中学校	若宮3-53	令和3年度(2021年度)整備着手 令和7年度(2025年度)以降供用開始

② 計画期間中に改築整備等に着手する学校施設

各学校施設の改築時期は、各施設の改修実施状況、代替校舎活用の可否、将来の児童・生徒数の動向及びまちづくり等の地域事情等を総合的に勘案した上で設定します。

本計画期間中（令和3年度～令和12年度）に改築整備及び新校舎整備に着手する学校施設は以下のとおりです。

(ア) 鷺宮小学校・西中野小学校統合新校

- ・旧第八中学校の位置に新校舎を整備
- ・令和3年度（2021年度）整備着手、令和6年度（2024年度）供用開始

(イ) 南台小学校

- ・南台小学校校舎を改築整備
- ・整備期間中は旧みなみの小学校（旧新山小学校）を代替校舎として利用
- ・令和3年度（2021年度）整備着手、令和7年度（2025年度）供用開始

(ウ)明和中学校

- ・旧美鳩小学校（旧若宮小学校）の位置に新校舎を整備
- ・令和3年度（2021年度）整備着手、令和7年度（2025年度）以降の供用開始

(工)平和の森小学校

- ・旧法務省矯正管区敷地に新校舎を整備
- ・現在の建物の解体工事後、令和7年度（2025年度）新築工事着手、令和9年度（2027年度）供用開始

(オ)中野本郷小学校

- ・中野本郷小学校校舎を改築整備
- ・整備期間中は旧中野第一小学校（旧向台小学校）を代替校舎として利用
- ・令和6年度（2024年度）整備着手、令和8年度（2026年度）供用開始

(カ)桃園第二小学校

- ・桃園第二小学校校舎を改築整備
- ・整備期間中は旧中野中学校（旧第九中学校）を代替校舎として利用
- ・令和7年度（2025年度）整備着手、令和9年度（2027年度）供用開始

(キ)第七中学校

- ・第七中学校校舎を改築整備
- ・整備期間中は令和小学校（旧上高田小学校）を代替校舎として利用
- ・令和8年度（2026年度）整備着手、令和10年度（2028年度）供用開始

(ク)北原小学校

- ・北原小学校校舎を改築整備
- ・整備期間中は明和中学校（旧第四中学校）を代替校舎として利用
- ・令和9年度（2027年度）整備着手、令和11年度（2029年度）供用開始

(ケ)第二中学校

- ・第二中学校校舎を改築整備（屋内運動場棟は継続利用）
- ・整備期間中は旧中野第一小学校（旧向台小学校）を代替校舎として利用
- ・令和10年度（2028年度）整備着手、令和12年度（2030年度）供用開始

(コ) 桃花小学校

- ・ 桃花小学校校舎を改築整備
- ・ 整備期間中は旧中野中学校（旧第九中学校）を代替校舎として利用
- ・ 令和11年度（2029年度）整備着手、令和13年度（2031年度）供用開始

(サ) 北中野中学校

- ・ 北中野中学校校舎を改築整備
- ・ 現地に仮設校舎を設置するとともに、その後の武蔵台小学校の改築と連続して行うことにより、一定の教育環境を確保しながら効率的に整備を進めること（一体的な整備手法による改築）を想定
- ・ 整備着手及び供用開始時期は整備手法検討のうえで決定

(シ) 武蔵台小学校

- ・ 武蔵台小学校校舎を改築整備
- ・ 現地に仮設校舎を設置するとともに、北中野中学校の改築と連続して行うことにより、一定の教育環境を確保しながら効率的に整備を進めること（一体的な整備手法による改築）を想定
- ・ 整備着手及び供用開始時期は整備手法検討のうえで決定

【本計画期間中（令和3年度～令和12年度）に改築工事等に着手する学校施設】

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
(ア) 鷺宮小・西中野小 統合新校	解体(旧第八中校舎)・ 新校舎整備									
(イ) 南台小学校	改築整備									
(ウ) 明和中学校	解体(旧美鳩小校舎)・ 新校舎整備									
(エ) 平和の森小学校	基本 計画	基本設計・ 実施設計				新校舎整備 (旧法務省 矯正管区敷地)				
(オ) 中野本郷小学校		基本設計・ 実施設計		改築整備						
(カ) 桃園第二小学校		基本 計画	基本設計・ 実施設計		改築整備					
(キ) 第七中学校			基本 計画	基本設計・ 実施設計		改築整備				
(ク) 北原小学校				基本 計画	基本設計・ 実施設計		改築整備			
(ケ) 第二中学校					基本 計画	基本設計・ 実施設計		改築整備 (体育館棟は 継続利用)		
(コ) 桃花小学校						基本 計画	基本設計・ 実施設計		改築整備	
(サ) 北中野中学校							基本 計画	基本設計・ 実施設計		一体的な 整備手法 による改 築※を想 定
(シ) 武蔵台小学校										

※一体的な整備手法による改築とは、北中野中学校と武蔵台小学校の改築を連続して行うことにより、一定の教育環境を確保しながら効率的に整備を進めることです。

【本計画期間中（令和3年度～令和12年度）における代替校舎等活用】

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
旧みなみの小学校 (旧新山小学校)	南台小学校 代替校舎									
旧中野中学校 (旧第九中学校)					桃園第二小学校 代替校舎				桃花小学校 代替校舎	
旧中野第一小学校 (旧向台小学校)				中野本郷小学校 代替校舎				第二中学校 代替校舎		
令和小学校 (旧上高田小学校)	令和 小学校					第七中学校 代替校舎				
明和中学校 (旧第四中学校)	明和中学校校舎						北原小学校 代替校舎			

※代替校舎の活用にあたり必要な改修を行います。

③ 計画期間以降に改築整備等に着手する学校施設

本計画期間以降（令和13年度以降）に改築整備及び新校舎整備に着手する学校施設は以下のとおりです。

【本計画期間以降に改築整備及び新校舎整備に着手する学校施設】

学校施設(行政順)		改築整備手法の考え方	【参考】 建築後経過年数 (令和3年現在)
小学校	塔山小学校	代替校舎の活用を想定	51年
	谷戸小学校	代替校舎の活用を想定	26年
	江古田小学校	現地に仮設校舎の設置を想定	44年
	啓明小学校	代替校舎の活用を想定	51年
	江原小学校	現地に仮設校舎の設置を想定	45年
	上鷲宮小学校	現地に仮設校舎の設置を想定	42年
	白桜小学校	代替校舎の活用を想定	50年
	緑野小学校	緑野中学校との一体的な改築手法を検討	48年
中学校	第五中学校	代替校舎の活用を想定	46年
	緑野中学校	緑野小学校との一体的な改築手法を検討	44年
	南中野中学校	現地に仮設校舎の設置を想定	46年

なお、表中学校施設における改築整備着手の時期や手法等については、本計画策定から5年後を目処に実施する計画見直しの際に併せて検討を行う予定です。

5 学校施設の改修

(1) 学校施設改修の基本方針

① 学校施設の環境維持

改築時期を迎えるまでの学校においては、長期的に使用できる環境を維持することはもとより、新たな教育活動や地域での活動、避難所運営等にも十分に対応できる施設環境としていく必要があります。

学校施設の個別状況を勘案しつつ、そうした施設環境を維持・向上すべく、必要な点検及び調査を実施し、適切な改修工事を行っていきます。

また、感染症拡大防止を目的とした設備改修も計画的に進めていきます。

② 学校施設改修の時期

改築が済んでいない学校施設においては、改築までの間は改築済みの学校施設との間に教育環境面における著しい格差が生じることの無いよう、学校施設ごとのこれまでの改修実施状況や施設の保全状態を踏まえ、適切な維持管理及び改修を計画的に実施していきます。

学校施設を構成する様々な設備等については、国土交通省が示す「建築物のライフサイクルコスト」をはじめとする種々の基準等をもとに、区が設定した「改修等による施設整備水準」（別表参照）により、更新年限を定めています。

これらの更新周期に基づき、改修工事を計画的に行うことにより、耐久性・機能性の向上を図っていきます。また、耐久度調査によるコンクリートの劣化状況に応じて、必要な構造上の補強、改良工事を実施します。

ア 実施期間

できる限り多くの学校施設において、改修を進めていくため、原則として学校施設を使用したまま改修を実施することとし、設計に1年、工事に3年程度を見込みます。

イ 実施方法

改修内容は、別表の「改修等による施設整備水準」を基本とし、耐久性・機能性の向上を図るとともに、学校生活の快適性や教育環境も向上するよう、工夫して実施します。

「改修等による施設整備水準」

工種		改修部位	主な工事内容	更新周期
建築・ 土木 工事	外部改修	屋上防水改修	既存防水保護層撤去の上、防水改修	20年
		屋上フェンス改修	屋上フェンスの更新または塗装補修	20年
		外壁改修	外壁塗装改修(高耐久性塗料)	20年
		外部階段塗装	ケレン塗装の上、鉄骨階段塗装補修	20年
		外部建具改修	アルミサッシの更新	30年
	内部改修	教室床・壁改修	教室床・壁改修	30年
		廊下床・内部階段改修	廊下床・内部階段改修	30年
		内部建具(サッシ)改修	内部建具(サッシ)改修	30年
		トイレ改修	内装材、間仕切り壁改修、便器・配管更新	30年
	プール改修	プール槽改修	プールシート張替	20年
		プールサイド改修	プールサイド張替・シャワー設備更新	20年
	外構	校庭整備	ダスト舗装・スプリンクラー設備・暗渠管更新	30年
外構フェンス改修		外構フェンス更新、または塗装補修	30年	
電気 設備 工事	受変電設備	キュービクル改修	キュービクルの全面更新	30年
		高圧ケーブル改修	高圧ケーブル引込み部の更新	30年
	照明設備	照明設備改修	教室・廊下照明更新(LED化含む)	20年
			体育館照明更新(LED化含む)	20年
	昇降機設備	エレベーター改修	エレベーターの全面更新	30年
		給食用リフト改修	小荷物昇降機の全面更新	30年
	分電盤	動力・電灯盤改修	動力・電灯盤の更新	30年
	消火設備	自動火災報知設備	自動火災報知機・感知器の更新	20年
	放送設備	校内放送設備改修	放送卓・スピーカー類の更新	20年
	電話設備	電話交換機・電話機改修	電話交換機・電話機・配線類の更新	20年
	機械 設備 工事	空調設備工事	冷暖房設備改修	教室等冷暖房設備更新
体育館・給食室等大規模空調設備更新				20年
換気設備改修			教室等換気設備更新	20年
			体育館・給食室等大規模換気設備更新	30年
給排水設備改修		水槽類改修	受水槽・高置水槽更新	25年
		給湯設備改修	ガス給湯器・給湯ボイラー更新	15年
		消火設備改修	屋内消火栓・スプリンクラー設備更新	30年
		プールろ過設備改修	プールろ過機・循環配管類の更新	20年
自動制御設備改修	中央監視設備改修	中央監視装置の更新	15年	
	自動制御設備改修	自動制御設備盤・動作部・計測部の更新	20年	

(2) 予防保全の考え方による維持管理

学校施設のこれまでの維持管理においては、施設や設備の不具合が発生した場合に必要な処置を施すという対応を基本としてきました。

しかし、同時期に建設された学校施設が多くを占める中野区の状況においては、不具合の発生や修繕の時期が集中する恐れがあります。

学校施設の水準を適切に維持し、長期間の使用を可能とするうえで、今後は予防保全型の維持管理への転換を推進します。

また、改築年次に達するまでの間、改築済みの学校施設と教育環境面における著しい格差が生じることの無いよう、これからの学校施設に求められる教育的及び社会的要求水準を踏まえた適切な維持管理等とともに、学校施設の改修を計画的に実施していきます。

その際、施設や設備の不具合が発生する前に必要な処置を施す予防保全の考え方を基にした計画的なメンテナンスを実施することにより、良好な教育環境の維持とともに改修経費の分散化を図ります。なお、学校施設の規模や機能を大きく変更するような大規模改修は原則として実施せず、改築時に対応を行います。

(3) 改修時における教育環境の充実

経年劣化した学校施設の機能や性能を原状回復するだけでなく、社会的に求められる機能や性能を満たした学校施設への改修も行っていきます。

また、改築時における教育環境の充実と同様に、学校施設の改修時においても、ICT機器を活用した学習内容への対応や少人数指導に対応した教室の整備、施設のバリアフリー化や省エネルギーに対応する整備等を行うことにより、学習及び生活衛生環境の向上やこれからの学校施設に求められる教育的及び社会的要求水準を踏まえた改修を計画的に実施していきます。

6 今後の運用について

本計画策定後においても、維持管理の指針となる参考資料とするため、学校施設の劣化状況等の調査を実施していきます。

日常的な点検については、これまでと同様に学校関係者が目視等による点検を行い、「日常点検チェックシート」に点検結果をとりまとめるほか、技術系職員が全ての学校施設を定期的に巡回し、安全点検を実施していきます。

また、建築基準法第12条に基づく定期点検を適切に実施するとともに、昇降機や防火等の設備や敷地、構造などの点検については、専門家による点検を法で定める以上の頻度で行い、故障や不具合の兆候の早期発見につなげていきます。

上記の点検等から把握した学校施設の異常等は、一元的に記録・管理した上でリアルタイムに関係部署と共有し、適切な学校施設の整備につなげていきます。

また、学校施設の現状や課題、学校施設の目指すべき姿について教育委員会、学校、区長部局の各関係部署が共通認識をもつために、学校施設の現状や課題等について定期的に関係部署と共有・相談・調整する場を設け、関係部署が連携・協力できる体制を整えていきます。

これらの取組等により、全ての学校施設において良好な教育環境を確保していきます。